

相続手続丸ごと代行サービス（遺産整理業務）

●遺産整理業務はこんな方にお勧めです！

- ・相続手続きをすべて専門家に任せたい
- ・相続人が多くて遺産分割や書類のやり取りが大変
- ・仕事をしていて平日に役所や法務局へ行けない
- ・面識のない相続人がいる
- ・遺産の分割方法についてアドバイスが欲しい
- ・相続人同士が遠方に住んでいる
- ・不動産や預貯金など、相続財産が多岐にわたる
- ・相続財産や相続人が特定できない

●遺産整理業務の流れと当事務所のサービス内容

1. 相続人の調査・確定（戸籍収集・相続関係説明図の作成）

法律上、誰が相続人になるのか調査・確定します

相続人を確定するために、当事務所にて被相続人（故人）の出生から死亡までの連続した戸籍を取得し、相続関係説明図（家系図）を作成いたします。

2. 相続財産の調査・財産目録の作成

相続財産として何がどれだけあるのか、ヒアリングをもとに確認します。現金や預貯金、不動産、有価証券など、相続財産の具体的な金額を調べます。

3. 遺産分割協議・遺産分割協議書の作成

必要に応じて司法書士が公平な第三者の立場で遺産分割のアドバイスを行います。

法律的にも感情的にも円満な遺産分割を行い、争いに発展したときに必要となる弁護士費用を節約すると同時に、相続人同士の関係悪化を防ぎます。

その後、話し合いがまとまれば、当事務所にて遺産分割協議書の作成を行います。

4. 預貯金の名義変更・払い戻し

面倒な金融機関での預貯金の手続きも当事務所にて代行いたします。

5. 不動産の名義変更

不動産の名義を、被相続人の名義から相続人の名義に変更（相続登記）します。

6. 証券・その他資産の名義変更

株式や社債等の証券・その他資産の名義を、被相続人の名義から相続人の名義に変更します。

対象財産：株式、投資信託、国債、社債、保険、電話加入権、相続財産管理口座開設、ゴルフ会員権（未上場株券は除きます）

7. 相続財産の活用（不動産の売却・運用等）についてのサポート

相続した不動産を売却・処分される場合は信頼できる不動産会社をご紹介します。また不動産会社を紹介するだけでなく、代理人となり、相続人に代わって売買契約を行います。

8. 相続税の申告（税理士のご紹介）

税理士にはそれぞれに得意分野があるため、相続税の申告が必要な場合は当事務所にて相続に強い税理士をご紹介します。また、税理士を紹介するだけでなく、紹介後も引き続きサポートいたします。